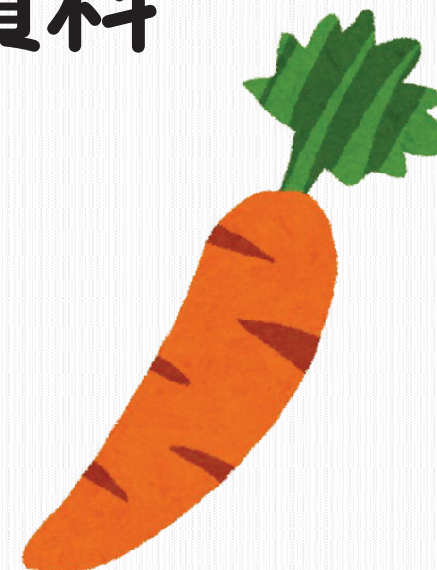


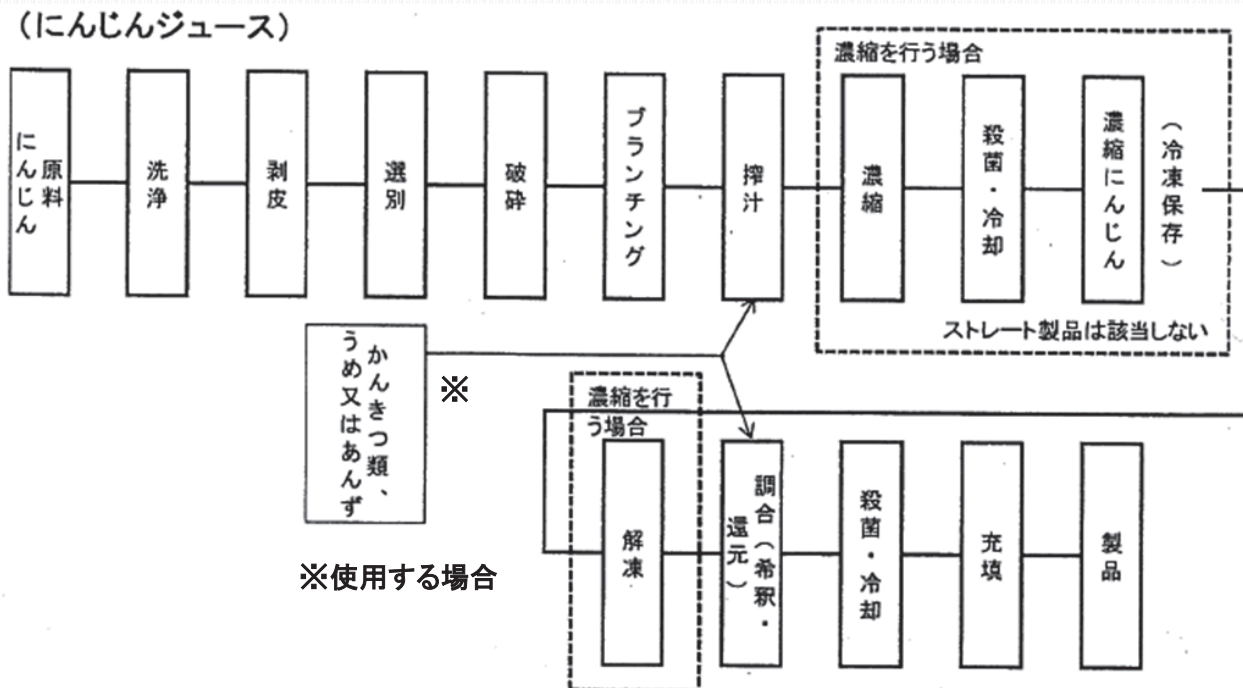
# 個別品目ごとの表示ルール 見直し分科会 説明資料

にんじんジュース  
及び  
にんじんミックスジュース

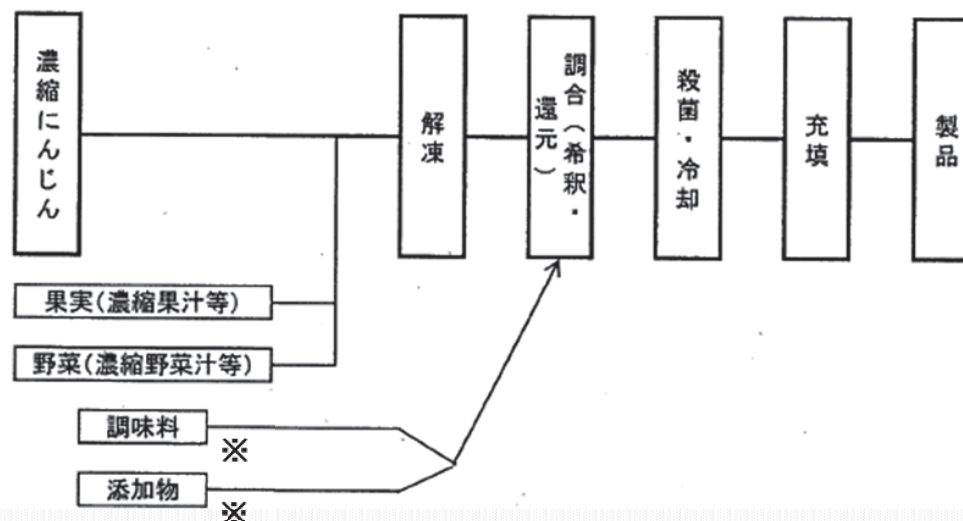


一般社団法人全国トマト工業会

# 【にんじんジュース及びにんじんミックスジュース主な製造工程】



(にんじんミックスジュース)



# 【にんじんジュース及びにんじんミックスジュース日本農林規格の経緯】

## にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格 平成8年3月28日 農林水産省告示第388号

|        |      |         |
|--------|------|---------|
| 平成8年3月 | 制定   |         |
| 令和5年6月 | 最終改正 | 規格様式の変更 |

## 【生産量】

(単位：kl、下段（）内はトン)

|                                                                                                                                | 2021年度               | 2022年度               | 2023年度               | 2024年度               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 野菜ジュース                                                                                                                         | 143,700<br>(146,574) | 139,100<br>(141,882) | 121,200<br>(123,624) | 121,400<br>(123,828) |
| 野菜ミックスジュース                                                                                                                     | 211,500<br>(215,730) | 192,400<br>(196,248) | 183,100<br>(186,762) | 169,200<br>(172,584) |
| ※2020年度よりにんじんミックスジュースを野菜ジュース、野菜・果汁ミックスジュースへ統合<br>2015～2019までの平均はにんじんジュース単体 2,509トン、にんじんミックスジュース単体 9,404トン<br>一般社団法人全国清涼飲料連合会調べ |                      |                      |                      |                      |

(単位：トン)

| JAS格付数量                | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|
| にんじんジュース               | 820    | 715    | 547    | 1945   |
| にんじんミックスジュース           | 15     | 0      | 0      | 0      |
| 一般財団法人全国調味料・野菜飲料検査協会調べ |        |        |        |        |

## 【技術委員会による個別ルール見直し検討の主な経緯】

### ①会員向けアンケートの実施

#### ☆2024年9月11日 個別品目ごとの表示ルールの見直し等の要望についてのアンケート調査実施

- 会員からはすでに広く周知されている表示として現状維持を望む声があった

### ②技術委員会開催

#### ☆ 2024年11月28日 第1回トマト工業会・ソース工業会合同 個別ルール見直し検討会

参加者：技術委員、事務局

アンケート結果をもとに業界案の方向性について検討した。

別表第3 食品の定義について 現状維持

別表第4 個別の表示ルール

（名称について）：現状維持

（原材料名について）：修正（砂糖類に関する箇所を削除）

別表第5 名称の規制：現状維持

別表第2-2 表示禁止事項：削除

#### ☆ 2025年1月29日 第2回トマト工業会・ソース工業会合同 個別ルール見直し検討会 参加者：技術委員、事務局 来賓：消費者庁

前回の技術委員会を取りまとめは完了していたが、前述の香辛料、および原材料名に関しては、個別ルールを廃止し横断ルールに従う傾向が顕著であることから、改めて【別表4 個別の表示ルール 原材料名】についての検討することとした。

別表第4 個別の表示ルール

（原材料名について）修正もしくは削除

※野菜果実の書き方を、他の野菜果実飲料と合わせたものになる修正を行うか、削除して横断ルールに合わせるかの検討を引き続き行うこととした。

#### ☆2025年7月9日、2025年7月17日 分科会に向けた打合せ 参加者：技術委員長、事務局

# にんじんジュースの表示例



**KAGOME**  
**カゴメにんじんジュース**  
**高β-カロテン**  
 大地の生命力

にんじん100%

## にんじんの本来の味わい

厳選したにんじんをたっぷり使用し、こだわりの製法によって、にんじん本来のコクが感じられるおいしさです。

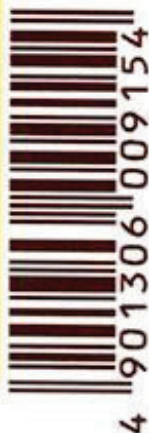


●よく振ってからお飲みください。  
 にんじんの成分が沈殿することがありますが、品質には問題ありません。

●容器ごと温めたり、凍らせたりしないでください。  
 中身が膨張し、容器が変形・破損する場合があります。

●温める場合は別容器に移してください。電子レンジ等による過加熱は、突沸（急激な沸騰）や火傷の原因になります。ご注意ください。

●容器を洗わずに放置されますと内部にカビが生えたり、容器の変形や、キャップが飛ぶ危険性があります。



## 開封後要冷蔵



開封後は必ず冷蔵庫に保存し、2～3日程度でお飲みください。

開封後に常温で保管すると、内部にカビが生える場合があります。

●品名:にんじんジュース●原材料名:濃縮にんじん(にんじん(ニュージーランド又はアメリカ))●内容量:720ml●賞味期限(開封前):キャップに記載●保存方法(開封前):直射日光を避けて保存してください。  
 ●製造者:カゴメ株式会社 名古屋市 中区錦3丁目14-15

製造所:カゴメ那須工場 栃木県那須塩原市西富山30

◆にんじんの産地は、製造年の使用計画順に基づき表示

## 栄養成分表示(コップ1杯/200ml当たり)

|       |          |         |            |
|-------|----------|---------|------------|
| エネルギー | 66kcal   | ナトリウム   | 2~295mg    |
| たんぱく質 | 1.3g     | (食塩相当量) | 0.005~0.8g |
| 脂 質   | 0g       | カリウム    | 250~800mg  |
| 炭水化物  | 15.7g    | カルシウム   | 17~45mg    |
| 糖 質   | 14.6g    | ビタミンA   | 650~3000μg |
| 糖 類   | 12.4g    | ビタミンK   | 2~32μg     |
| 食物繊維  | 0.1~2.0g | 葉 酸     | 0~87μg     |

α-カロテン 2200~19000μg

β-カロテン 6800~26000μg

●ビタミンAは、カロテンより換算。カロテンは、体内で必要量だけがビタミンAに変換されます。

●砂糖は使用しておりません。

カゴメお客様相談センター 〒103-8461  
 東京都中央区日本橋浜町3丁目21-1

**0120-401-831**

# にんじんジュース及びにんじんミックスジュース見直し案

## ○別表第3：食品表示基準の対象となる食品に係る定義

|                                  | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 業界案   |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| にん<br>じん<br>ジュ<br>ース             | <p>次に掲げるものをいう。</p> <p>一 にんじんを破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したものの又はこれを濃縮したもの（以下別表第4のにんじんジュース及びにんじんミックスジュースの項において「濃縮にんじん」という。）を希釈して搾汁の状態に戻したものの（以下にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの項において「にんじんの搾汁」という。）</p> <p>二 にんじんの搾汁にかんきつ類、うめ若しくはあんずを破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したものの若しくはこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものの（以下にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの項において「かんきつ類等の搾汁」という。）又はかんきつ類、うめ若しくはあんずを破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したものを濃縮したもの（以下にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの項において「濃縮かんきつ類等」という。）を加えたものの又はこれに食塩、蜂蜜、砂糖類若しくは香辛料（以下にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの項において「調味料」という。）を加えたものであって、かんきつ類等の搾汁、濃縮かんきつ類等及び調味料の原材料及び添加物に占める重量の割合が3%未満のもの</p>                                                                                                          | ●現状維持 |
| にん<br>じん<br>ミッ<br>クス<br>ジュ<br>ース | <p>次に掲げるものをいう。</p> <p>一 にんじんの搾汁にかんきつ類、うめ及びあんず以外の果実を破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したものの若しくはこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものの（以下にんじんミックスジュースの項において「果実の搾汁」という。）又はにんじん以外の野菜を破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したものの若しくはこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものの（以下にんじんミックスジュースの項において「野菜の搾汁」という。）を加えたものであって、果実の搾汁及び野菜の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合がにんじんの搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合を下回るもの</p> <p>二 一にかんきつ類等の搾汁又は調味料を加えたものであって、果実の搾汁、野菜の搾汁、かんきつ類等の搾汁及び調味料の原材料及び添加物に占める重量の割合がにんじんの搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合を下回るもの（調味料を加えたものにあっては、調味料の原材料及び添加物に占める重量の割合が3%未満のものに限る。）</p> <p>三 にんじんの搾汁にかんきつ類等の搾汁又は調味料を加えたものであって、かんきつ類等の搾汁及び調味料の原材料及び添加物に占める重量の割合が3%以上であり、かつ、にんじんの搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合を下回るもの（調味料を加えたものにあっては、調味料の原材料及び添加物に占める重量の割合が3%未満のものに限る。）</p> | ●現状維持 |

### 現状維持

理由：類似の商品と区別できるよう、これまで通りの定義を維持していく

また、JAS格付は全体のごく一部のため、食品表示基準にて残しておく必要がある。

# にんじんジュース及びにんじんミックスジュース見直し案

○別表第4：横断的義務表示事項に係る個別のルール 表示の方法

|      | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 業界案                                                                 |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 名称   | にんじんジュースにあっては「にんじんジュース」と、にんじんミックスジュースにあっては「にんじんミックスジュース」と表示する。                                                                                                                                                                                                                                                     | ●現状維持<br>理由：すでに周知され、消費者にも分かりやすいものになっている                             |
|      | 使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。                                                                                                                                                                                                                                                                    | ●修正<br>使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示することができる。        |
| 原材料名 | 一 にんじんは、「にんじん」と表示する。ただし、濃縮にんじんを希釈して製造したものにあっては、「濃縮にんじん」と表示する。                                                                                                                                                                                                                                                      | 一～五 現状維持                                                            |
|      | 二 果実にあっては、「りんご」、「うんしゅうみかん」、「レモン」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、にんじんミックスジュースのうち、果実を破碎して搾汁し、又は裏ごしし、皮等を除去したものを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを使用したものにあっては、「レモン（濃縮還元）」等と表示する。                                                                                                                                                         |                                                                     |
|      | 三 使用した果実が2種類以上の場合、二の本文の規定にかかわらず、「果実」の文字の次に括弧を付して、「りんご、レモン」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。                                                                                                                                                                                                                             |                                                                     |
|      | 四 野菜にあっては、「トマト」、「ほうれんそう」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、にんじんミックスジュースのうち、野菜を破碎して搾汁し、又は裏ごしし、皮等を除去したものを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを使用したものにあっては、「ほうれんそう（濃縮還元）」、「パセリ（濃縮還元）」等と表示する。                                                                                                                                                  |                                                                     |
|      | 五 使用した野菜が2種類以上の場合、四の本文の規定にかかわらず、「野菜」の文字の次に括弧を付して、「トマト、ほうれんそう」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。                                                                                                                                                                                                                          |                                                                     |
|      | 六 砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。                               | 六 削除                                                                |
|      | 七 使用した砂糖類が2種類以上の場合、六の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 | 七 削除                                                                |
|      | 八 にんじん、果実、野菜、砂糖類以外の原材料にあっては、「食塩」、「はちみつ」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。                                                                                                                                                                                                          | 六 にんじん、果実、野菜以外の原材料にあっては、「食塩」、「はちみつ」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって表示する。以下削除 |

## ○別表第４：横断的義務表示事項に係る個別のルール 表示の方法

### 原材料名【修正:理由】

#### <意見>

- 野菜果実の飲料業界にはいろいろなルールが混在していて分かりづらい。  
他の品目との関係を考慮し個別ルールを残していくのが良い。
- 今回の見直しで、他の野菜果実飲料と合わせた表示方法になるような修正を行いつつ、  
個別ルールは残していきたい。

#### <結論>

今回は野菜果実の書き方を他の野菜果実飲料と合わせた書き方も出来るような個別ルールの修正を行う。  
六、七および香辛料については横断ルールに移行しても特段の違いはないため、削除とした。  
今回はこのような修正案としたが、他品目と連携を取りつつ、消費者に分かりやすいルールに変更していくことを検討する。

# にんじんジュース及びにんじんミックスジュース見直し案

## ○別表第5：名称規制に係る食品及びその名称

|              | 現行           | 業界案   |
|--------------|--------------|-------|
| にんじんジュース     | にんじんジュース     | ●現状維持 |
| にんじんミックスジュース | にんじんミックスジュース | ●現状維持 |

現状維持

【理由】類似の商品と区別できるよう、これまで通りの定義に則って規制する。

## ○別表第22：個別食品に係る表示禁止事項

| 現行                                              | 業界案 |
|-------------------------------------------------|-----|
| 1 「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語<br>2 「天然」又は「自然」の用語 | ●削除 |

削除

【理由】禁止事項については、食品表示基準第9条第1項第2（表示禁止事項）、第3条及び第4条の規定により、表示すべき事項の内容と矛盾する用語を容器包装に表示してならない、とあるため、横断ルールによって担保される

以上  
ご清聴ありがとうございました。